

## 申請者の要件について

- 1 境界確定の申請者(以下「申請者」という。)は、市有地に隣接する土地所有者とします。
- 2 境界確定を申請する土地(以下「申請地」という。)の土地所有者が法人のときは、その法人の代表者を申請者とします。ただし、当該法人が解散又は破産したときは、その清算人又は管財人を申請者とします。  
また、申請地の土地所有者が官公庁又は特殊法人のときは、法令、定款等に定める者を申請者とします。
- 3 申請地が信託財産登記された信託財産であるときは、信託原簿写しを添付した上で、委託者及び受託者両者の共同申請とします。
- 4 申請地が共有地であるときは、共有者全員による共同申請とします。この場合において、申請地が区分所有建物の敷地であるときは、管理組合の規約等に定めるところにより、区分所有権に基づく申請とします。
- 5 申請地の土地所有者が死亡しているときは、相続人全員による共同申請とします。ただし、遺産分割協議書等で相続人が特定されているときは、当該相続人を申請者とします。
- 6 申請地の土地所有者が未成年のときは親権を証する書面を、成年後見人等を必要とするときは法定代理人であることを証する書面を添付の上、親権者又は法定代理人の氏名を土地所有者名に併記・押印して申請してください。
- 7 申請する土地の登記事項証明書に差押及び裁判所競売開始決定の記載があるときは、債権者又は申立人の同意書等を添付の上、申請してください。
- 8 申請者は、申請地の権利関係が複雑なときは、破産管財人証明、裁判所の審判・判決・和解調書等の申請者としての当事者能力を有することを確認できる書面の写しを添付の上、申請してください。